

## 第7章 保全配慮地区の設定

田原市は市のほぼ全域が自然公園区域に指定（約94%）されており、その指定地のうち2割については国定公園の特別保護地区や第1～3種特別地域、または県立自然公園の第3種特別地域に指定されている。なかでも宮山原始林や大山の中腹にある原生林といった、特に自然環境保全に配慮する場所としては、表7-0-1に示すとおり、現在でも三河湾国定公園の特別保護地区や第1種特別地域に指定されている。

この章では、田原市の緑地現況や課題などから、今後、市として保全に配慮していく緑地や自然環境に対する施策についてとりまとめた。

表 7-0-1：特に自然環境保全に配慮する場所の指定状況

名称	公園名	地種区分
宮山原始林	三河湾国定公園	特別保護地区
大山の原生林	三河湾国定公園	第1種特別地域

### 1. 保全配慮地区の検討

#### 1-1. 保全配慮地区の選定方針

田原市においては、市域のほぼ全域が森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域などのいずれかに指定されているものの、市街地の比較的規模の小さな緑地についてはそれらの指定はされておらず、今後、市街化の進展にともないそれらの減少が懸念され、さらに市街地の緑量が少ないという現況からも、積極的に現在ある緑を保全する必要がある。

さらに、上記のような法律などによる土地利用の規制がかかっているものの、自然公園の普通地域のような規制が比較的緩い指定となっている場所もあり、それらの場所に良好な自然環境が位置していた場合については、今後、土地の改変などによる良好な自然環境の消失が懸念される。

以上のことから、田原市における保全に配慮する緑地や自然環境の選定方針として、以下の2点を設定した。

- ・市街地の比較的規模の小さな緑地（社寺林や屋敷林など）が集まる場所。
- ・市全域の中で、風致景観となる緑地や地区特有の生態系を保全する必要がある場所。

## 1-2. 市街地について

## (1) 保全配慮地区の抽出

以下の条件を設定し、表のとおり市街地の社寺林・屋敷林、ため池を抽出した。

## ＜主な設定条件＞

- 市街地（中心市街地地区、赤羽根市街地・太平洋ロングビーチ地区、福江市街地）に位置する。
- 樹林地などの比較的規模の小さな緑地。

表 7-1-1：市街地における保全配慮対象地の抽出

抽出エリア	保全対象エリア	保全意義	備考
中心市街地地区	社寺林・屋敷林	美しい郷土景観の保全	田原城址の周辺に残る良好な社寺林や良好な屋敷林などの文化的景観が残る場所である。
	ため池	自然とのふれあいの場を提供する緑地としての保全	市街地での貴重な水辺空間である。
赤羽根市街地・太平洋ロングビーチ地区	社寺林	美しい郷土景観の保全	若宮八幡宮や諏訪神社などの良好な社寺林が残る場所である。
福江市街地地区	社寺林	美しい郷土景観の保全	潮音寺や畠神社などに残る良好な社寺林が残る場所である。

## (2) 保全配慮地区の施策

抽出したエリア内で以下の内容の施策実施について検討する。

- ・ 市民緑地制度の活用

所有者と市が一定期間、緑地の管理について契約を結び、その土地を一般解放しながら保全を図っていく制度の活用を検討する。

- ・ 緑の専門家の登録・活用

保存樹木の指定に伴い、それらの管理を行うことのできる技術、知識を有した人材の登録と活用を推進する。

## 1-3. 全域（市街地を除く）について

## (1) 保全すべき場所の抽出

以下の条件を設定し、表のとおり抽出した。

＜主な設定条件＞

○シンボル拠点、スポット拠点。

○地区特有の良好な自然景観、または生態系を有するまとまった樹林地や海浜植物が生育する場所。

表 7-1-2：田原市全域における保全配慮対象地の抽出と指定状況

抽出場所	保全意義	主な土地利用規制など	備考
太平洋ロングビーチ	風致景観となる緑地の保全	三河湾国定公園第2種特別地域	連なる海岸斜面林と砂浜の景観を有し、国の自然景観資源にも選ばれており、田原らしい貴重な自然、景観資源を有する場所である。
久美原海岸	風致景観となる緑地の保全	三河湾国定公園第2種特別地域	連なる海岸斜面林と砂浜により田原らしい景観を形成している。
浜田海岸	風致景観となる緑地の保全		
百々海岸	風致景観となる緑地の保全		
東ヶ谷海岸	風致景観となる緑地の保全		
谷ノ口海岸	風致景観となる緑地の保全		
南町海岸	風致景観となる緑地の保全		
大草海岸	風致景観となる緑地の保全		
高松海岸	風致景観となる緑地の保全		
若見海岸	風致景観となる緑地の保全	三河湾国定公園第2種特別地域	海岸にチャートが露岩しており、渥美半島の太平洋岸では数少ない場所であり、この露岩に海浜植物が生育している。また、田原らしい景観を形成し、キラリ100選に選ばれている。
越戸海岸	風致景観となる緑地の保全		
土田海岸	風致景観となる緑地の保全		
和地海岸	風致景観となる緑地の保全		
堀切海岸	風致景観となる緑地の保全	三河湾国定公園第2種特別地域	連なる砂浜が海側の田原らしい景観を形成している。隣接している国道42号はフェニックスの並木が植栽されており、堀切ロードパークとして一体的な景観を形成している。
恋路ヶ浜	風致景観となる緑地の保全	三河湾国定公園第2種特別地域	古山、宮山を背景に広がる景観と伊良湖岬と日出の石門をつなぐ砂浜の景観は国の自然景観資源とキラリ100選に選ばれている。また、豊かな海浜植物が生育している。
西浦のマツ林	風致景観となる緑地の保全	保安林	三河湾の白砂青松の風景が残り、戦時中のマツ油採取跡が見られるなど、歴史性の高い防風林である。比較的緑量のある防風林である。

猿田池周辺	風致景観となる 緑地の保全	渥美半島県立 自然公園普通 地域	山すその水辺環境としてのため池。
姫島	風致景観となる 緑地の保全	三河湾国定公 園第2種特別 地域	蛇紋岩地質に生育する低木林で形成されている。田原 市で唯一の島で、ランドマークや視点場としての景観 性も高く、国の自然景観資源やキラリ100選に選ば れている。
椈のシデコブ シ	地区特有の生態 系の保全	国指定天然記 念物 三河湾国定公 園普通地域	周辺に樹林があり、シデコブシはキラリ100選に選ば れている。
伊川津のシデ コブシ	地区特有の生態 系の保全	愛知県指定天 然記念物 渥美半島県立 自然公園普通 地域	周辺に樹林があり、シデコブシはキラリ100選に選ば れている。
黒河湿地	地区特有の生態 系の保全	愛知県指定天 然記念物 渥美半島県立 自然公園第3 種特別地域	貴重な植物群落が存在している。また、ため池（北ノ 口池）と隣接しており、環境面でも景観面でも良好な 場所であり、キラリ100選、国の自然景観資源に選ば れている。
ハマボウの野 生地	地区特有の生態 系の保全	愛知県指定天 然記念物	分布の北限にあたるとして県の天然記念物に指定さ れた。
藤七原湿地	地区特有の生態 系の保全	田原市指定天 然記念物 渥美半島県立 自然公園普通 地域	市の天然記念物シデコブシを始め、湿地植物群落が見 られる。湿地の景観はキラリ100選に選ばれている。
むくろじ湿地	地区特有の生態 系の保全	三河湾国定公 園普通地域	水源林近くの樹林に囲まれ、湿地植物群落が見られ る。

## (2) 保全配慮地区の抽出

前項目で実施した保全すべき場所の抽出の中から、さらに、保全配慮地区として自然公園でも普通地域のための指定となっている場所について、表のとおり抽出した。

表 7-1-3 : 保全配慮地区の抽出と保全意義

抽出場所	保全意義	土地利用規制等	備考
猿田池周辺	風致景観となる緑地の保全	渥美半島県立自然公園普通地域	山すその水辺環境としてのため池。
むくろじ湿地	地区特有の生態系の保全	三河湾国定公園普通地域	水源林近くの樹林に囲まれ、湿地植物群落が見られる。

## (3) 保全配慮地区の施策

抽出したエリア内で以下の内容の施策実施について検討する。

- ・ 調査・研究を行い、その結果に基づいて保全措置を講じ、市の天然記念物などの指定の検討を行う。

図 7-1-4 : 保全配慮地区位置図

